

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第84号）（都市計画局住宅室住宅政策課）

京都市久我の杜生涯学習プラザの使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区 分		使 用 料							
		午 前		午 後		夜 間		1 日	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
研 修 室	第1研修室	円 2,050	円 1,850	円 2,600	円 2,350	円 3,100	円 2,800	円 4,150	円 3,750
	第2研修室	2,600	2,350	3,100	2,800	3,650	3,300	5,200	4,700
	全 室	4,150	3,750	5,200	4,700	6,250	5,650	8,850	8,000
実 習 室	調理学習室	2,050	1,850	2,600	2,350	3,100	2,800	4,150	3,750
	工芸学習室	1,550	1,400	2,050	1,850	2,600	2,350	3,100	2,800
和	室	2,050	1,850	2,600	2,350	3,100	2,800	4,150	3,750

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることと
しています。

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第84号

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を次のように改正する。

「

円	円	円	円
2,050	2,600	3,100	4,150
2,600	3,100	3,650	5,200
4,150	5,200	6,250	8,850
2,050	2,600	3,100	4,150
1,550	2,050	2,600	3,100
2,050	2,600	3,100	4,150

別表備考以外の部分中 を

「

円	円	円	円
1,850	2,350	2,800	3,750
2,350	2,800	3,300	4,700
3,750	4,700	5,650	8,000
1,850	2,350	2,800	3,750
1,400	1,850	2,350	2,800
1,850	2,350	2,800	3,750

に改める

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については,なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅政策課)